

国自安第11号の2
国自情第27号の2
国自貨第15号の2
国自整第15号の2
令和5年5月1日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)
自動車局自動車情報課長
(公印省略)
自動車局貨物課長
(公印省略)
自動車局整備課長
(公印省略)

「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車
監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達
を発出したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

国自安第11号
国自情第27号
国自貨第15号
国自整第15号
令和5年5月1日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)
自動車局自動車情報課長
(公印省略)
自動車局貨物課長
(公印省略)
自動車局整備課長
(公印省略)

「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」
の一部改正について

「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」
(令和4年1月26日付け国自安第147号・国自情第277号・国自貨第102号・国自整第247号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

○建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について（令和4年1月26日付け国自安第147号・国自情第277号・国自貨第102号・国自整第247号）（抄）

改正	現行
<p>国自安第147号 国自情第277号 国自貨第102号 国自整第247号 令和4年1月26日 <u>一部改正 国自安第11号</u> <u>国自情第27号</u> <u>国自貨第15号</u> <u>国自整第15号</u> <u>令和5年5月1日</u></p>	<p>国自安第147号 国自情第277号 国自貨第102号 国自整第247号 令和4年1月26日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">} 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 （公印省略） 自動車局自動車情報課長 （公印省略） 自動車局貨物課長 （公印省略） 自動車局整備課長 （公印省略）</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">} 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 （公印省略） 自動車局自動車情報課長 （公印省略） 自動車局貨物課長 （公印省略） 自動車局整備課長 （公印省略）</p>
<p>建設工事現場等に超大型貨物を搬入する場合の 臨時の活動拠点設置の特例について</p>	<p>建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の 臨時の活動拠点設置の特例について</p>

建設工事現場等（建設工事現場、鉄道車両基地、宇宙空間観測所その他これらに類する場所であって超大型貨物が搬入されるものをいう。以下同じ。）への超大型貨物の輸送については、当該貨物の運送に使用する大型車両が運送事業者の一部営業所にのみ所属しているため、特殊車両通行許可等の必要な手続を経て当該車両を所属する営業所から当該建設工事現場等まで運ぶ必要があること等、既存の営業所から当該建設工事現場等に超大型貨物を運びこむには、様々な困難を伴うことが想定される。

一方、超大型貨物の輸送需要は、通常期間が限定的であるところ、運送事業者に対して都度建設工事現場等近隣への営業所の設置及び廃止の手続を求めることは、当該運送事業者に対して大きな負担を強いることになる。

このため、上記の事情に鑑み、輸送の安全性を確保しつつ運送事業者の負担軽減を図る観点から、建設工事現場等に超大型貨物を輸送する際に、当該貨物の輸送に使用する車両を臨時的に他の地域に移動して事業活動を行おうとする場合について、下記の取扱いによることとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 貨物自動車運送事業者が、建設工事現場等に超大型貨物を搬入するために、期間限定で車両を臨時に配置する拠点又は当該事業者の事業計画に定めのある既存の他の営業所（以下「臨時的活動拠点」という。）に移動して事業活動を行おうとする場合には、当該事業者が、事前に別途定めるところにより届出を行った上で、以下に定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更に当たらないものとして取り扱うこととする。

(1) 対象車両

建設工事現場等に超大型貨物を輸送する車両であって、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可に係るものであること。

建設工事現場への超大型の資機材の輸送については、建設工事の特性により、その現場が山間部・海岸線などの僻地に立地する場合があることや、当該資機材の運送に使用する大型車両が運送事業者の一部営業所にのみ所属しているため、特殊車両通行許可等の必要な手続を経て当該車両を所属する営業所から当該建設工事現場まで運ぶ必要があること等、既存の営業所から当該建設工事現場に資機材を運びこむには、様々な困難を伴うことが想定される。

一方、建設工事に必要な超大型の資機材の輸送需要は、通常期間が限定的であるところ、運送事業者に対して都度建設工事現場近隣への営業所の設置及び廃止の手続を求めることは、当該運送事業者に対して大きな負担を強いることになる。

このため、上記の事情に鑑み、輸送の安全性を確保しつつ運送事業者の負担軽減を図る観点から、建設工事現場に超大型の資機材を輸送する際に、当該資機材の輸送に使用する車両を臨時的に他の地域に移動して事業活動を行おうとする場合について、下記の取扱いによることとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 貨物自動車運送事業者が、建設工事現場に超大型貨物を搬入するために、期間限定で車両を臨時に配置する拠点又は当該事業者の事業計画に定めのある既存の他の営業所（以下「臨時的活動拠点」という。）に移動して事業活動を行おうとする場合には、当該事業者が、事前に別途定めるところにより届出を行った上で、以下に定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更に当たらないものとして取り扱うこととする。

(1) 対象車両

建設工事現場に超大型の資機材を輸送する車両であって、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可に係るものであること。

(2) 期間

建設工事現場等への超大型貨物の搬入に要する期間とすること。ただし、当該期間は原則として6か月を超えないものとし、建設工事の遅延等やむを得ないと認められる理由がある場合には、当該期間の満了に際し、個別に延長することとする。

(3)～(6) (略)

2. ～6. (略)

附 則 (令和4年1月26日付国自安第147号、国自情第277号、国自貨第102号、国自整第247号)

1. 本通達による取扱いは、令和4年1月26日以降に届出を受け付けたものから適用する。

附 則 (令和5年5月1日付国自安第11号、国自情第27号、国自貨第15号、国自整第15号)

1. 本通達による取扱いは、令和5年6月1日以降に届出を受け付けたものから適用する。

(2) 期間

建設工事現場への超大型の資機材の搬入に要する期間とすること。ただし、当該期間は原則として6か月を超えないものとし、建設工事の遅延等やむを得ないと認められる理由がある場合には、当該期間の満了に際し、個別に延長することとする。

(3)～(6) (略)

2. ～6. (略)

附 則

1. 本通達による取扱いは、令和4年1月26日以降に届出を受け付けたものから適用する。